

○武蔵野市すくすく泉事業実施要綱

平成27年5月18日要綱第120号

改正

令和2年4月1日要綱第150号

令和3年4月1日要綱第146号

令和3年8月10日要綱第114号

令和5年4月1日要綱第43号

武蔵野市すくすく泉事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 事業の実施（第2条—第5条）

第3章 事業有識者懇談会（第6条—第11条）

第4章 事業採択・評価庁内委員会（第12条—第16条）

第5章 事業の採択及び評価並びに事業に対する補助（第17条—第28条）

第6章 雑則（第29条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、すくすく泉（武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番17号に所在する複合型子育て支援施設をいう。以下同じ。）において、特定非営利活動法人、市民活動団体等（以下「NPO等」という。）が行う事業の実施、採択及び評価並びに事業に対する補助に関して必要な事項を定めることにより、地域社会全体による子ども及び子育てに必要な支援を充実させることを目的とする。

第2章 事業の実施

（実施事業）

第2条 すくすく泉で実施する事業は、次に掲げる事業とする。

- （1）一時預かり事業 保護者の通院、育児に伴う精神的身体的負担の解消その他の私的事由により、一時的に家庭での保育が困難な状態になった児童を預かり、必要な保育を行う事業をいう。

(2) 子育てひろば事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業並びに未就学児及びその保護者が地域の多世代の住民と交流することができる事業を併せて実施するものをいう。

(3) 泉文庫活用事業 旧私立泉幼稚園から寄贈を受けた蔵書(以下「泉文庫」という。)を活用する事業をいう。

(対象児童等)

第3条 前条に規定する事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。ただし、泉文庫活用事業については、対象者を問わないものとする。

(1) 一時預かり事業 原則として、市内に住所を有する生後6月から小学校6年生までの児童で、病気にかかっていないもの。ただし、すくすく泉に勤務するスタッフと3親等以内の親族である児童を除く。

(2) 子育てひろば事業 原則として、市内に住所を有する未就学児及びその保護者並びに市内に住所を有する妊娠中の者

(実施団体)

第4条 この要綱により、事業を実施することができる団体は、第2条各号に掲げる事業を行うNPO等で、法人格の有無は問わないものとする。ただし、公序良俗に反する事業を行う者又はすくすく泉において宗教活動若しくは政治活動を行おうとする者を除く。

(実施運営基準)

第5条 事業の実施運営基準は、次のとおりとする。

(1) 一時預かり事業の定員は5人以上とし、早朝、夜間及び宿泊保育を行い、緊急時においても原則として対応すること。

(2) 子育てひろば事業は、児童福祉法施行規則(昭和23年号外厚生省令第11号)第1条の7第1号及び第2号に掲げる基準を満たすほか、週5日以上、1日当たり6時間以上開設し、休館日を設ける場合は、近隣の子育て支援施設の休館日を考慮して設定すること。

(3) 開所時間中において、子育て支援に関して意欲があり、子育ての知識及び経験を有する専任のスタッフを常時2人以上配置すること。

(4) 事業の実施中の事故に備えるため、保険に加入すること。

(5) 利用者の自己負担は、原材料等の実費負担及び受益者負担を考慮のうえ決定すること。

- (6) 利用者の安全に十分配慮すること。
- (7) サービスの提供及び安全管理に必要な設備を室内に設置すること。
- (8) 地域住民又は地域のNPO等を事業に参加させる等、地域参加型の事業運営に努めること。
- (9) 事業に係る経理は、一時預かり事業及び子育てひろば事業並びにこれら以外の事業で区分し、運営日誌、経理に関する帳簿その他の必要な書類を備え付けること。
- (10) 利用者のプライバシーの保護及び個人情報の取扱いに十分留意するとともに、スタッフ及びスタッフであった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (11) 泉文庫は、子育てひろば事業を行う室内にコーナーを設置し、その活用を図ること。
- (12) スタッフに対し、研修の機会の提供、勉強会の開催等により、スタッフの資質を向上させ、その提供するサービスの質の向上を図ること。

第3章 事業有識者懇談会

(事業有識者懇談会の設置)

第6条 円滑な事業運営に関する助言を求めため、武蔵野市すくすく泉事業有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置するものとする。

2 懇談会は、次に掲げる委員6人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 児童福祉の関係者
- (3) 公認会計士
- (4) 子ども家庭部長

(委員長)

第7条 懇談会に、委員長を1名置き、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第8条 懇談会の会議は、必要に応じて開催する。

2 懇談会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第9条 懇談会が必要と認めるときは、懇談会の会議に委員以外の専門の知識経験を有する者の出席を求め、意見を聴くこと及び資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第10条 委員（第6条第2項第4号の委員を除く。）には、懇談会の会議1回の参加につき12,000円の謝礼を支払う。

（事務局）

第11条 懇談会の事務局は、子ども家庭部子ども子育て支援課に置く。

第4章 事業採択・評価庁内委員会

（事業採択・評価庁内委員会の設置）

第12条 事業の採択及び評価を行うため、武蔵野市すくすく泉事業採択・評価庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、次に掲げる委員5人以内をもって構成する。

- （1） 子ども家庭部長
- （2） 子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長
- （3） 子ども家庭部子ども育成課長
- （4） 健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
- （5） 公益財団法人武蔵野市子ども協会事務局事業課長

（委員長及び副委員長）

第13条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は子ども家庭部長の職にある者をもって充て、副委員長は子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

（会議）

第14条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は非公開とする。

3 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（定足数）

第15条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

（庶務）

第16条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども子育て支援課が行う。

第5章 事業の採択及び評価並びに事業に対する補助

(事業採択の方法)

第17条 事業を実施しようとする団体は、武蔵野市すくすく泉事業企画提案書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、所定の期間内に市長に提出し、事業の採択を受けなければならない。

- (1) 団体の概要
- (2) 事業計画書
- (3) 団体構成員及び施設スタッフの名簿
- (4) 事業収支計画書
- (5) 定款又は会則
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、事業の採択について委員会に付託するものとする。

3 委員会は、前項の規定による付託があった場合は、次条に定める基準に基づき書面及び面接による審議を行い、採択及び補助すべき事業並びに当該事業を提案した団体を補欠の候補と併せて、市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告を踏まえて事業の採択の可否について決定し、事業の採択を決定した団体に対しては武蔵野市すくすく泉事業採択通知書（第2号様式）により、事業の不採択を決定した団体に対しては武蔵野市すくすく泉事業不採択通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(事業採択の基準)

第18条 委員会は、前条第2項の規定により付託された事業の採択について、次に掲げる基準により、優先順位を決定するものとする。

- (1) 団体の事業推進力
- (2) 事業の地域参加及び地域参画への貢献度
- (3) 事業の発展性
- (4) 団体の活動実績
- (5) 団体の安定性
- (6) 団体の企画力
- (7) 団体の専門性

(補助金の交付申請、交付決定等の方法)

第19条 事業に対する補助を受けようとする団体は、第13条第4項の規定による採択の決定を受けた後、武蔵野市すくすく泉事業補助金交付申請書(第4号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の内容を審査のうえ、補助の対象となる事業の規模及び内容に応じ、予算の範囲内で補助金の交付額を決定し、武蔵野市補助金等交付規則(昭和52年10月武蔵野市規則第25号)第7条第1項に規定する武蔵野市指令書により、団体に通知するものとする。ただし、開設準備に係る経費については、別に定めるところにより補助金の交付額を決定するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、補助金の交付申請等の手続は、武蔵野市補助金等交付規則の定めるところによる。

(補助の期間)

第20条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)に対する補助は、第13条第4項の規定により採択を決定した事業1回につき、5年を限度とする。

(市の支援)

第21条 市は、補助団体に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年3月武蔵野市条例第12号)第4条第1項第2号に基づく市有地及び市有建物の無償貸付け並びに運営支援を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による運営支援の業務を、当該支援に必要な知識、経験及び体制を有する法人等に委託することができる。

(事業の変更又は廃止)

第22条 補助団体は、第15条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の計画等を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第23条 補助団体は、補助事業の実施期間において、会計年度ごとの実績報告及び収支報告を当該補助事業又は当該会計年度の終了後60日以内に市長に提出しなければならない。前条の規定により廃止の承認を受けた場合も、同様とする。

(事業評価の方法)

第24条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、当該年度の補助事業の評価について委員会に付託するものとする。

2 委員会は、前項の規定による付託があった場合は、次条に定める基準に基づき実績報告及び収支報告について審議のうえ、補助事業の評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。この場合において、委員会は、必要に応じて事業内容の変更、停止等の措置をとるよう市長に意見を述べることができる。

3 市長は前項の規定による報告及び意見を踏まえ、補助団体の当該年度以降の事業について、当該補助団体に対して必要な指導を行うものとする。

(事業評価の基準)

第25条 委員会は、次に掲げる基準により事業の評価を行うものとする。

- (1) 事業の実績
- (2) 事業の効果
- (3) 事業の継続性
- (4) 事業の発展性
- (5) 事業の安定性
- (6) 補助団体の継続性
- (7) 補助団体の安定性

(検査及び情報公開)

第26条 補助団体は、市長が事業の運営、経理等について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 補助団体は、ウェブサイトの利用その他の方法により、毎年度補助事業の内容に関する情報を市民に公開しなければならない。

(是正勧告)

第27条 市長は、補助事業の運営において市、利用者又は第三者への不利益又は不適切な行為となる事実が確認された場合は、補助団体に対して是正勧告を行うことができる。

(補助の取消し等)

第28条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助事業を廃止したとき又は実施しなかったとき。
- (3) 前条の規定による是正勧告に係る措置をとらなかったとき。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月18日から施行する。
(武蔵野市泉幼稚園跡地利用施設(仮称)事業実施要綱の廃止)
- 2 武蔵野市泉幼稚園跡地利用施設(仮称)事業実施要綱(平成25年1月1日適用)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の武蔵野市泉幼稚園跡地利用施設(仮称)事業実施要綱の規定による補助金の交付決定を受けている団体であって、この要綱の施行の日以後引き続き補助の期間がある場合は、この要綱の規定による補助金の交付決定を受けたものとみなす。

付 則 (令和2年4月1日要綱第150号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年4月1日要綱第146号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年8月10日要綱第114号)

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

付 則 (令和5年4月1日要綱第43号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。